事例 11

「セミナーに行く」と言っていたけれど

Kさん　就労継続支援事業所職員

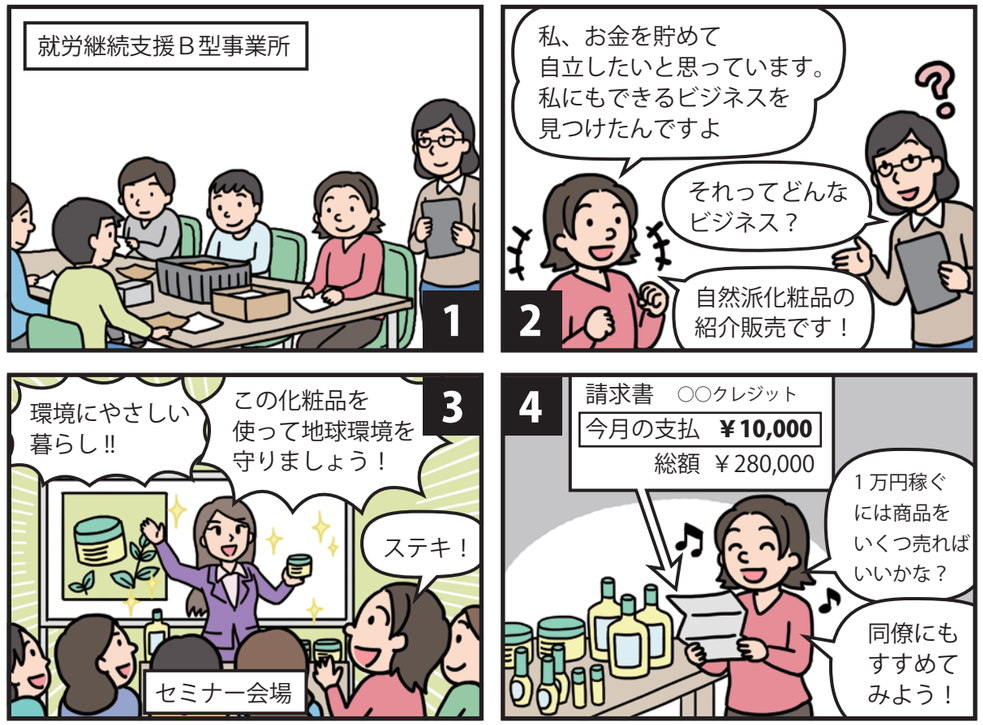

事例の概要

―就労継続支援事業所職員の気付き―

Kさんは、軽い発達障がいがあり職を転々とするうちにうつ病を発症してしまいましたが、うつ病は次第に良くなり、就労継続支援Ｂ型事業所[*1]で就労を目指して頑張っています。面談で、「将来に向けてお金を貯めたい。私にもできるビジネスがある。」というので詳しく聞いてみると、あるセミナーに参加していることが分かりました。「自然派の化粧品や飲料を本当に大切な人に紹介する。私が商品を紹介することで世の中が良くなり社会に貢献できる。」と目を輝かせていました。既に商品を購入する約束をしたとのことですが、マルチ商法ではないでしょうか。

*1　通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う（厚生労働省社会福祉施設等調査：調査の結果（用語の解説））。

気付きのポイントとトラブルの特徴

気付きのポイント

- セミナー等の会合に出掛けるようになった。
- 最近、気持ちが高ぶっている様子が見られる。
- 友だちや知人に、商品や儲かる仕事を紹介すると言っている。
- 「すごい人」など、ビジネスで成功した特別な人を話題にしている。

トラブルの特徴　将来の夢や社会への貢献をうたい勧誘されることがあります。また、SNSのメッセージで勧誘されたり、作業所の仲間内で勧誘が行われることやイベントに参加した際に誘われる等が見受けられます。勧誘されると、ビジネスでの成功者を紹介されたり、セミナーに誘われたりします。最初のうちは、人を誘う話はしないで商品を買わせ、後になって人を誘うと収入が入ることを告げられる事例もあります。「マルチ商法」、「ネットワークビジネス」と呼ばれることもあります。

関係者の連携（A：地域協議会あり、B：地域協議会なし）

本人に消費生活センターへの相談を促す。必要に応じて一緒に相談する。

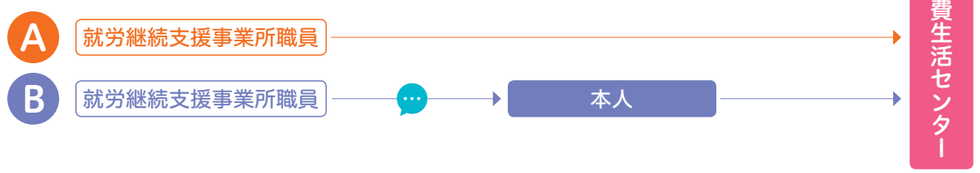

消費生活センターに相談したら

契約書を受け取ってから20日間はクーリング・オフができる可能性があります。

また、クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても解約できる場合があるので、速やかに相談してください。中途解約あるいは勧誘に問題があれば取消しができる場合もあります。

簡単に儲かるからすぐ返済できると誘われ、消費者金融から借金をして支払うケースもありますが、借金の契約はクーリング・オフの適用はなく、借りたお金は利息を付けて返すことになります。

▶見守る方へアドバイス

親しい人から誘われると、断りにくく悩むことがあります。人を疑わない障がい者の特性につけ込んだ勧誘も見られます。マルチ商法の問題点を伝え、たとえ友人であっても断る勇気が必要なこと、また、人を誘う側は加害者になりかねないことをアドバイスしましょう。

消費者被害かな？と思ったら消費生活センターへ　☎188

消費者庁消費者ホットライン188
イメージキャラクターイヤヤン